

に基金を積立て、置くべきであり、この力を以つて職はな
てはならぬ。

然かし基金の積立ては、一支部に於いて行つては決つして
多額にならないと同時に、有効に使用され得ない。故に組合
又は聯合會に於いて積立て、有効ならしめんとするものであ
る。

決 計

産業合理化の強行せられつゝある今日、此れと戦ふ徹底の
なる勝利を得るためには、争託基金の積立ては絶対に必要で
ある。争託基金の積立ては有効確実なる方法を探ふことが必
とする。故に左の実行方法を以りて積立てをなすべきである。

実行方法

1. 積立方法
各支部は一名に付二銭五、毎月組合本部争託基金に積
立つること。
2. 各支部の積立てせる基金は組合本部の所有とする。争託
基金は争託以外の費用に借出しせざること。争託
解決直後直ちに回收すること。

4. 争託又は物託の場合に於いて、會社又は其他の相手よ
り受取る争託費用の百分の五を争託基金として、積立
つること。
5. 争託基金の管理は、各支部一名宛毎年大會に於いて選
出し、此等の委員は争託基金監理委員會を組織し、委
員長一名會計一名を互選し、保管の任に當ること。
委員會には組合長、會計、主事、争託部長の出席は許さ
ず、決計権は有せざるにヒ。
7. 基金は有利確実なる預金となすべきこと。
二聯合會大會に提出すること、但し提出計案は本部員會に於
て作制すること。

四 宣傳に關する件

提案 北大阪支部
説明者